

令和2年度 JEES・三浦郁奈子女性大学院生研究留学支援金 学内募集要項

標記の件について、下記の通り学内募集を行う。

記

1. 概要

「JEES・三浦郁奈子女性大学院生研究留学支援金」(以下、「本支援金」という)はロボット工学を志す女性研究者育成のため、海外の教育・研究機関で研究する日本人女子学生を支援することを目的として創設された支援金である。

学内の選考委員会による選考を経て、推薦者を決定する。その後、寄付者と公益財団法人日本国際教育支援協会(以下、「財団」という)による選考を経て採否が決定する。大学からの推薦を得られたとしても必ず合格できるものではないので留意すること。

併せて以下の詳細 HP も参照のこと。

詳細 HP:

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/abroad/scholarships/recommendations.html#miura>

本支援金は、寄付者と財団の協議の上、指定校のみに紙媒体にて募集要項が配布されているものであるため、財団の HP には情報が公開されていない。また、財団が作成した募集要項についてはインターネット上への掲載が不可とされているため、学内募集要項において財団指定の要件を記載する。

2. 寄付の趣旨

ロボット工学の研究のため米国滞在中に不慮の事故によりご逝去された三浦郁奈子氏のご尊父である三浦成人氏が次世代を担う人材育成の一助になればとの思いから資金を提供され、本支援金が創設された。

3. 給付期間

3ヶ月以上6ヶ月以内

原則、研究の開始月から終了月までの期間に対して月単位で支給される。なお、渡航および帰国にかかる期間や、渡航後、研究が始まるまでの準備期間は支給期間に含まない。また、研究期間によって、財団により支給月数を調整されることがある。

4. 支援内容

- (1) 月額支援金 甲地 500,000 円 乙地 300,000 円
- (2) 一時金 200,000 円

※地域区分

【甲地】

北米・・・アメリカ合衆国, カナダ

欧州地域・・・イギリス, イタリア, オランダ, ノルウェー, スウェーデン, フィンランド, デンマーク,
ドイツ, ベルギー, フランス, スイス, オーストリア, スペイン, ポルトガル

アジア地域・・・シンガポール, 香港

【乙地】

アジア地域・・・大韓民国, 中華人民共和国(香港を除く),

マレーシア太平洋地域・・・オーストラリア

中南米・・・メキシコ

5. 応募資格

応募者は以下の要件を満たすこと。

- ・ 令和2年4月に本学博士課程に正規学生として在籍予定の日本人女子学生(オーバードクターは除く)。

- ・ ロボット工学, 知能工学又は情報システム工学に関する研究を行う者。
 - ・ 原則として3ヶ月以上6ヶ月以内の期間, 前述の「4. 支援内容」に掲げる国・地域の教育・研究機関への研究留学を計画し, 令和2年度内に研究を開始する予定の者。
 - ・ 本支援金支給期間中, 他の支援金を受けない者(貸与型支援金, 学費免除および一時金は除く)。
 - ・ 留学するにあたり, 経済的援助を必要とする者。
 - ・ 心身共に健康でありかつ品行方正で学業成績優秀な者。
 - ・ 留学期間中, 大学を休学しない者。
 - ・ 心身ともに健全な者。
 - ・ 本支援金の採用決定後に辞退して他の奨学金を受給することが無い者。
 - ・ 本学指導教員に推薦書への記入を依頼できる者。
- ※2019年11月8日から13日頃にかけて短期間で作成いただくこととなるため, 応募を希望する者は推薦書について予め指導教員に了承を得ておくこと。
- ※学内応募〆切までに応募した者のうち, 希望者に対しては事前に推薦書のフォーマットを配布する。但し, 応募者本人と指導教員のみ閲覧に留めること。

6. 採用人数 採用人数:2名程度
および推薦人数 本学からの推薦人数:上限1名

7. 提出書類

- 1)学内申請書(様式1)
- 2)研究計画・志望理由書(様式2)
- 3)語学力証明書(英語もしくは留学先で使用する言語のスコアシート等の写し)
- 4)大学学士課程以降現在までの成績証明書
- 5)受入先のホスト研究者の直接の了解を得たエビデンスのメールの写し(受入未決定の者は受入決定次第提出すること。)
- 6)(本学の留学プログラムにより留学する場合)プログラムの学内選考応募時提出書類の写し

※様式は以下の HP からダウンロードすること。

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/abroad/scholarships/recommendations.html#miura>

※2)については学内選考に合格し, 推薦対象者となった場合に実際に財団に提出する願書における設問と同一の項目が含まれるため十分に留意の上作成すること。

※書類は全てA4サイズに統一して作成, 1)~2)は両面印刷不可, 3)および5)~6)については書類ごとに両面印刷で提出, クリップ留めにする。

※書類はPCで作成すること。

※提出書類は返却しない。

8. 提出期限 **2019年11月1日(金)15時必着**
 ※応募にあたって, 指導教員による承認(願書への押印)が必要になるので, 余裕を持って準備すること。
 ※上記提出期限において書類不備, もしくは提出期限を過ぎての応募を受理しない。

9. 提出先 学務部留学生交流課派遣担当(南6号館3階308, 学内便S6-7)
 ※提出方法は, 直接持参か学内便のいずれかとする。

10. 学内選考 面接を**2019年11月8日(金)午後**に実施するので, 予定を空けておくこと。日時の詳細は応募締切後に連絡する。

11. 学内選考合格後の流れ 学内選考に合格した場合は, 本学を通して以下の書類を財団に提出する。
【提出書類】

- ・ 願書(財団指定様式)
- ・ 推薦書(財団指定様式)

- ・ 受入先のホスト研究者の直接の了解を得たエビデンスのメールの写し(受入未決定の者は受入れ決定次第提出すること。)

【上記「提出書類」の提出〆切】

11月13日(水)15時 留学生交流課必着

※学内選考結果は、選考当日もしくは翌月曜日に通知する予定であるが、学内選考の合格後、非常に短期間で書類を作成することになるので、予め留意すること。なお、学内応募〆切までに応募した者のうち、希望者に対しては、事前に願書(財団指定様式)のフォーマットを配布する。推薦書(財団指定様式)のフォーマットについては「5. 応募資格」に記載の通り。

【寄付者と財団における選考方法及び結果の通知】

本学より推薦した者について、寄付者と財団により選考が行われ、令和元年12月中を目途に本学に結果が通知される。本学にて結果を受理した後、推薦した者に対して留学生交流課よりメールで結果を通知する。

12. その他

【留学前および留学中の諸手続きについて】

財団から指示された手続きについて遅滞なく行うとともに、本学の留学プログラムによる留学をする場合は、各プログラムの担当者の指示に従い、諸手続きを完了させること。また、海外旅行保険について以下の要件を満たすこと。

- (1) 本学指定の海外旅行保険(補償内容は治療・救援費用が3,000万円以上、個人賠償責任が1億円以上)に必ず加入すること。
- (2) 本学の留学プログラムにより留学する場合には大学の指定する危機管理サービスが付帯する海外旅行保険に必ず加入すること。

【帰国後の提出書類について】

本学の留学プログラムによる留学をする場合は、各プログラムの担当者の指示に従い、諸手続きを完了させること。

また、財団所定の様式の報告書の提出や、報告会への出席、アンケートの回答など財団が求める帰国後の各種報告を遅滞なく行わなくてはならない。本学卒業後の進路や連絡先についても報告する義務を負うので予め留意すること。詳細は学内選考の合格者に対して連絡する。

【本支援金の支給の休止または終了および決定取り消し】

下記、財団の規定に該当する事態が発生した場合には、支給の休止や終了、決定取り消しとなる可能性があるので予め留意すること。

- (1) 受給者が大学および留学先教育・研究機関を長期欠席(1か月以上)した場合は、本支援金の支給が休止される。なお、休止事由が止んで、所定の様式により本支援金支給の再開を願い出たときは、前述した支給期間内において本支援金の支給を再開することがある。但し、支給期間は延長されない。
- (2) 受給者が次の①から④のいずれかに該当した場合には、本支援金の支給は終了となる。
 - ① 大学を卒業、退学、休学又は留年した場合
 - ② 本支援金受給者の義務を怠った場合
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本支援金の支給は休止または終了される。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本支援金の支給決定が取り消される。

【応募にあたっての注意事項】

- (1) 受給者は、原則として、本支援金の返還義務を負わない。ただし「本支援金の支給の休止または終了および決定取り消し」に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している支援金

- の返還を求められる場合がある。
- (2) 本支援金受給決定(本支援金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本支援金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本支援金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
 - (3) 本支援金の受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(ただし、本支援金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)

11. 問合せ先

学務部留学生交流課派遣担当(南6号館3階308)

電話:03-5734-7645 メール:hakenryugaku@jim.titech.ac.jp

※オフィスアワー:9:00~12:00, 13:30~17:00